

随意契約に係る情報の公表（工事）

工事の名称、場所、期間及び種別	契約職等の氏名、部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計規程の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	
R1地盤挙動実験設備制御装置等改修工事 国立研究開発法人土木研究所 機械施工 屋内実験施設 令和元年8月1日 ~ 令和2年3月25日 機械設備工事	契約職 国立研究開発法人土木研究所 理事長 西川 和廣 茨城県つくば市南原 1 番地 6	令和元年7月31日	(株)日立インダストリアルプロダ クツ 東京都千代田区神田練堀町 3 番地	6010001196062	地盤挙動実験設備は、縮尺模型に遠心力を載荷することで実物大の地盤挙動を再現するために必要な機能を備えており、平成13年度に株式会社日立製作所（以下「製造者」という。）が独自に管理保有している技術を基に、設計・開発・製作・納入したものである。 本工事は、地盤挙動実験設備（以下「本設備」という。）の制御設備及び監視装置・計測装置更新、高速カメラシステムの整備、設備の精密点検を行うものである。 本設備の遠心力載荷機構は、製造者が製作した制御プログラムにより制御されており、本工事ではその制御プログラムを含めた制御設備を更新するため、遠心力載荷機構の制御を行うにはこの制御プログラムが必要であり、この制御プログラムは、製作した製造者のみが保有しているものである。 よって、①本設備の遠心力載荷機構の制御プログラムの著作権者人格権等に抵触せずに本工事の施工が可能である旨を証明できること、②本設備の性能検査・試験等をできる体制が証明できること、③発注者から本設備に関する問い合わせに対応できるなどの条件を満たす者がいないと判断されることから、上記製造者を契約の相手方とする契約手続を行う予定とした。 上記製造者以外の者で、応募要件を満たし本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、上記製造者が本工事を遂行できる唯一の者であると確認された。 なお、製造者は株式会社日立製作所であるが、今後発注される「地盤挙動実験設備」の修繕、改修、改造に関しては、継承会社である株式会社日立インダストリアルプロダクツを契約の相手方とするよう申し入れがあったため、株式会社日立インダストリアルプロダクツを契約の相手方とする。 よって、国立研究開発法人土木研究所会計規程第52条第 4 項第 1 号及び国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則第26条第 1 項第 2 号二の規定により、株式会社日立インダストリアルプロダクツと随意契約するものである。	209,000,000	209,000,000	100.0%					